十三	
分野	鉱業
小分野	鉱業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十四	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
十五	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章
概要	外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
十六	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章
概要	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
十七	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
十八	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
十九	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章
概要	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
二十	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）
概要	税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
二十一	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府